

女性活躍推進法に基づく情報の公表

令和4年度実績

- 【 男女の平均継続勤務年数の差異 】
女性:13.3年 男性:13.9年 差異(女性÷男性×100) 95.7%
- 【 男女別の育児休業取得率 】
女性:14名(うち育休取得者14名) 女性 100.0%
男性:7名(うち育休取得者なし) 男性 0.0%
- 【 労働者の月平均残業時間 】 5.3時間
- 【 有給休暇取得率 】 66.9%
- 【 係長級にある者に占める女性労働者の割合 】 85.0%
- 【 管理職(課長以上)にある者に占める女性労働者の割合 】 50.0%
- 【 役員に占める女性の割合 】 10.0%

【 男女の賃金差異 】

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の差異)	
	全職員対象を対象とした場合	医師、嘱託職員を除いた場合
全ての職員	87.6%	98.6%
正職員	91.0%	98.8%
有期雇用職員	66.1%	100.2%

～ 説明欄 ～

- 対象期間 : 令和4年度(2022年4月1日～2023年3月31日)
- 賃金 : 基本給、時間外手当、通勤手当、賞与等含む。宿日直手当、退職金を除く。
- 有期雇用職員 : 医師、嘱託、臨時・非常勤(無期雇用を除く)、継続雇用
※非常勤職員については、正職員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

<差異についての補足説明>

全職員対象の統計では、賃金水準の高い医師(正職員、有期)、嘱託職員(有期)が含まれており、どちらも男性が多いため、女性の賃金の方が低い結果となった。
医師、嘱託職員を除いた統計では、全ての職員、正職員、有期雇用職員のどの区分においても、男女の差異はほとんどなかった。男女の平均継続勤務年数や管理職比率も差異はほとんどないことから(上記データ参照)、男女間格差は生じていないといえる。

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
正規雇用労働者の中途採用比率	60.0%	25.0%	81.5%